



厚生労働省静岡労働局発表
平成24年11月14日(水) 14時

担 当	厚生労働省静岡労働局職業安定部	
	職業対策課長	嘉茂 精一
	課長補佐	梅津 恵子
	障害者雇用担当官	青山 知彦
	電 話	054-271-9973

民間企業の実雇用率1.65%、達成企業割合48.9%

それぞれ前年を上回り、障害者雇用数は過去最高を更新

～平成24年6月1日現在、静岡県内の障害者雇用状況の集計結果～

静岡労働局では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成24年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

【集計結果の主なポイント】

- 1 <民間企業>（法定雇用率1.8%）
 - ・雇用障害者数 8,574.5人
 - ・実雇用率 1.65%（対前年比0.04ポイント増）（全国1.69%）
 - ・法定雇用率達成企業割合 48.9%（対前年比2.9ポイント増）（全国46.8%）
- 2 <公的機関>
 - 県（法定雇用率2.1%）
 - ・雇用障害者数 168人、実雇用率 2.30%
 - 市 町（法定雇用率2.1%）
 - ・雇用障害者数 631.5人、実雇用率 2.15%
 - 教育委員会（法定雇用率2.0%）
 - ・雇用障害者数 385.5人、実雇用率 1.85%
- 3 <独立行政法人等>（法定雇用率2.1%）
 - ・雇用障害者数 62人、実雇用率 1.45%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者の数、実雇用率【第1表、第3表、第8表、第9表】

- ①民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は8,574.5人で、前年より3.7%（305.5人）増加し、過去最高となった
- ②雇用者のうち、身体障害者は6,173.5人（対前年比3.3%増）、知的障害者は2,110.5人（対前年比4.2%増）、精神障害者は290.5人（対前年比9.0%増）と、いずれも前年度より増加しており、特に精神障害者の増加幅が大きくなっている。
- ③実雇用率は、1.65%（前年は1.61%）、法定雇用率達成企業の割合は48.9%（前年は46.0%）と、それぞれ前年を上回った。

【参考】

- 実雇用率は全国1.69%を下回ったが、法定雇用率達成企業の割合は全国平均46.8%を上回った。
- 実雇用率の全国順位は33位、法定雇用率達成企業の割合は35位であった。

（2）産業別の状況【第2表、第4表】

- ①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が124.5人、「製造業」が4,200.5人、「情報通信業」が108.5人、「運輸業」が437.0人、「卸・小売業」が1,049.5人、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」が371.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が155.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が293.0人、「教育・学習支援業」が82.0人、「医療、福祉」が1,030.5人、「複合サービス事業」が147.5人、「サービス業」が465.5人であった。
- ②産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.38%）、「医療、福祉」（1.86%）は、法定雇用率を上回っている。
- ③加えて、「製造業」（1.77%）は、民間企業全体の実雇用率1.65%を上回っている。

（3）企業規模別の状況【第5表、第6表】

- ①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56人以上100人未満規模企業で1,037.5人、100人以上300人未満で2,099.0人、300人以上500人未満で1,008.0人、500人以上1,000人未満で1,398.0人、1,000人以上で3,032.0人であった。

- ②実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.65%と比較すると、
→1,000人以上規模企業(1.89%)、500人以上1,000人未満(1.85%)については上回った。
→300人以上500人未満規模企業(1.62%)、100人以上300人未満(1.44%)、56人以上100人未満(1.40%)については下回った。
- ③法定雇用率達成企業の割合は、56人以上100人未満規模企業が46.6%、100人以上300人未満が50.5%、300人以上500人未満が47.1%、500人以上1,000人未満が52.1%、1,000人以上が61.3%であった。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第7表】

- ①平成24年の法定雇用率未達成企業は1,172社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、69.5%と約7割を占めている。
- ②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、63.2%となっている。

2. 公的機関における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)【第10表、第11表、第18表】

県の機関に在職している障害者の数は168.0人、実雇用率は2.30%であった。
全3機関全てが達成。

(2) 市町の機関(法定雇用率2.1%)【第12表、第13表、第19表】

市町の機関に在職している障害者の数は631.5人、実雇用率は2.15%であった。
44機関中33機関が達成。

【未達成の市町の機関】(※の機関は、平成24年6月2日以降に達成。)

熱海市、磐田市、湖西市、御前崎市、伊豆市(※)、菊川市、函南町、森町、伊東市教育委員会、共立蒲原総合病院組合(※)、磐田市立総合病院

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)【第14表、第15表、第20表】

県等の教育委員会に在職している障害者の数は385.5人、実雇用率は1.85%であった。

4機関中2機関が達成。

【未達成の県等の教育委員会】

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会

3 独立行政法人等における雇用状況

【第16表、第17表、第21表】

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は62.0人、実雇用率は1.45%であった

6機関中全てが未達成。

【未達成の独立行政法人等】

国立大学法人静岡大学、静岡県公立大学法人、地方独立行政法人静岡県立病院機構、国立大学法人浜松医科大学、公立大学法人静岡文化芸術大学、独立行政法人海技教育機構

4 今後の取り組み

静岡労働局、ハローワークでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、未達成企業に対し、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告等により厳正な指導を実施する。その際、個々の未達成企業の状況に応じ、以下の支援措置を活用した指導を行う。

特に、民間企業に率先垂範すべき立場にある公的機関については、早期の達成に向けた指導を実施する。

- (1) 職域開発に向けた支援、雇入れに係る助成制度や作業施設改善等の助成金を活用した雇用の促進を図る。
- (2) 雇用実績のない企業、特に1人不足企業に対しては、「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」を周知し、同奨励金を活用した雇用の促進を図る。
- (3) ハローワークが中心となって地域の福祉施設、特別支援学校や障害者就業・生活支援センターなどと連携した「チーム支援」により、就職の準備段階から就職後の職場定着までの一貫した支援を行うことにより雇用の促進を図る。
- (4) 雇用実績のない企業に対しては、障害者雇用企業の見学を促し、障害者雇用についての不安を払拭し、雇用の促進を図る。
- (5) 平成25年4月1日から法定雇用率が引き上げられることにより、新たに雇用納付金制度の対象にもなる企業もあることから、制度の周知を図りながら、各種助成制度を活用した雇用の促進を図る。

平成 24 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

<目次>

I 民間企業における雇用状況

第1表	障害者雇用の概況	1
第2表	障害者雇用の概況(産業別)	1
第3表	障害種別雇用の状況	2
第4表	障害種別雇用の状況(産業別)	3
第5表	障害者雇用の概況(規模別)	4
第6表	障害種別雇用の状況(規模別)	4
第7表	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業	5
第8表	民間企業における障害者雇用状況の推移	6
第9表	都道府県別の実雇用率等の状況	7

II 地方公共団体における障害者雇用状況

① 県の機関(法定雇用率 2.1%)

第10表	概況	8
第11表	障害種別在職状況	8

② 市町の機関(法定雇用率 2.1%)

第12表	概況	8
第13表	障害種別在職状況	8

③ 県等の教育委員会(法定雇用率 2.0%)

第14表	概況	9
第15表	障害種別在職状況	9

④ 独立行政法人等(法定雇用率 2.1%)

第16表	概況	9
第17表	障害種別在職状況	9

⑤ 各機関の状況

第18表	県機関の状況(法定雇用率 2.1%)	10
第19表	市町機関の状況(法定雇用率 2.1%)	10
第20表	県等の教育委員会の状況(法定雇用率 2.0%)	11
第21表	独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.1%)	11

◎	法定雇用率とは	12
---	---------	----

◎	障害者雇用率達成指導の流れ	13
---	---------------	----

障害者の雇用状況

静岡県労働局職業安定部職業対策課
(平成24年6月1日現在)

I 民間企業における障害者雇用状況

第1表 障害者雇用の概況

区分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達成企業割合 (%)	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分				
静岡県	平成24年	2,294	518,205.0	2,215	247	3,679	437	8,574.5	659.5	1.65	1,122	48.9
	対前年増減数	26	4,238.0	91	12	96	31	305.5	98.0	0.04	78	2.9
	平成23年	2,268	513,967.0	2,124	235	3,583	406	8,269.0	561.5	1.61	1,044	46.0
全国	平成24年	76,308	22,577,527.0	95,164	9,806	170,977	22,505	382,363.5	34,637.0	1.69	35,694	46.8
	平成23年	75,313	22,260,915.5	92,325	8,656	164,200	17,386	366,199.0	31,644.5	1.65	34,102	45.3

第2表 障害者雇用の概況(産業別)

区分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達成企業割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
A・B・C 農・林・漁・鉱業	4 (4)	603.0 (633.0)	0 (2)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (7.0)	0.0 (2.0)	0.66 (1.11)	2 (2)	50.0 (50.0)
D 建設業	67 (66)	9,509.0 (9,233.0)	40 (38)	3 (4)	41 (42)	1 (3)	124.5 (123.5)	9.0 (11.5)	1.31 (1.34)	33 (34)	49.3 (51.5)
E 製造業	887 (869)	237,974.5 (237,097.0)	1,162 (1,124)	47 (42)	1,793 (1,743)	73 (70)	4,200.5 (4,068.0)	244.0 (176.0)	1.77 (1.72)	473 (437)	53.3 (50.3)
9.10 食品・タバコ	122 (115)	20,562.5 (20,179.5)	84 (76)	14 (12)	161 (161)	32 (30)	359.0 (340.0)	27.5 (25.0)	1.75 (1.68)	77 (66)	63.1 (57.4)
11 繊維・衣服	11 (11)	1,067.5 (1,088.0)	6 (6)	0 (0)	9 (8)	0 (1)	21.0 (20.5)	0.0 (2.0)	1.97 (1.88)	6 (5)	54.5 (45.5)
12.13 木材・家具	19 (18)	2,660.0 (1,935.0)	8 (2)	0 (0)	15 (19)	0 (0)	31.0 (23.0)	0.0 (1.0)	1.17 (1.19)	9 (9)	47.4 (50.0)
14.15 パルプ・紙・印刷	86 (88)	13,071.0 (13,265.0)	45 (39)	3 (3)	99 (107)	5 (3)	194.5 (189.5)	7.5 (9.0)	1.49 (1.43)	44 (42)	51.2 (47.7)
16~18 化学工業	79 (77)	11,545.5 (11,670.5)	39 (44)	3 (1)	79 (81)	2 (3)	161.0 (171.5)	10.0 (5.5)	1.39 (1.47)	34 (30)	43.0 (39.0)
21 窯業・土石	6 (7)	2,192.5 (2,260.5)	7 (3)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	32.0 (23.0)	9.0 (0.0)	1.46 (1.02)	2 (1)	33.3 (14.3)
22 鉄鋼	11 (9)	2,013.5 (1,825.5)	6 (6)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	27.0 (27.0)	2.0 (0.0)	1.34 (1.48)	6 (6)	54.5 (66.7)
23 非鉄金属	16 (14)	3,422.5 (3,262.0)	10 (9)	0 (0)	34 (32)	0 (0)	54.0 (50.0)	4.0 (3.0)	1.58 (1.53)	9 (7)	56.3 (50.0)
24 金属製品	64 (72)	6,864.0 (7,880.0)	56 (60)	2 (1)	90 (94)	1 (1)	204.5 (215.5)	8.0 (5.0)	2.98 (2.73)	37 (41)	57.8 (56.9)
29 電気機械器具	82 (78)	34,080.0 (33,783.5)	186 (192)	4 (6)	254 (243)	4 (4)	632.0 (635.0)	27.0 (9.0)	1.85 (1.88)	47 (43)	57.3 (55.1)
25~27, 30.31 その他機械	319 (308)	118,034.0 (117,262.0)	600 (577)	19 (18)	853 (796)	26 (27)	2,085.0 (1,981.5)	138.0 (97.0)	1.77 (1.69)	165 (153)	51.7 (49.7)
19.20, 28.32 その他製造業	72 (72)	22,461.5 (22,685.5)	115 (110)	2 (1)	166 (170)	3 (1)	399.5 (391.5)	11.0 (19.5)	1.78 (1.73)	37 (34)	51.4 (47.2)
F 電気・ガス・水道業	4 (5)	3,055.0 (3,532.0)	15 (19)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	45.0 (52.0)	3.0 (2.0)	1.47 (1.47)	2 (2)	50.0 (40.0)
G 情報通信業	59 (59)	9,459.5 (9,468.0)	35 (36)	2 (2)	36 (38)	1 (1)	108.5 (112.5)	5.0 (5.0)	1.15 (1.19)	19 (18)	32.2 (30.5)
H 運輸業	181 (174)	28,348.5 (27,666.0)	84 (81)	23 (22)	232 (224)	28 (19)	437.0 (417.5)	49.0 (45.0)	1.54 (1.51)	86 (87)	47.5 (50.0)
I 卸・小売業	331 (331)	75,689.5 (74,512.5)	242 (238)	44 (37)	464 (450)	115 (102)	1,049.5 (1,014.0)	73.5 (98.5)	1.39 (1.36)	122 (115)	36.9 (34.7)
J-K 金融・保険・不動産・物品賃貸業	51 (50)	24,932.5 (24,822.0)	113 (139)	4 (3)	139 (185)	2 (4)	371.0 (467.0)	26.5 (37.0)	1.49 (1.88)	19 (19)	37.3 (38.0)
L 学術研究、専門・技術サービス	35 (28)	4,849.0 (4,333.0)	16 (14)	0 (0)	28 (24)	1 (1)	60.5 (52.5)	4.0 (5.5)	1.25 (1.21)	12 (11)	34.3 (39.3)
M 宿泊、飲食サービス	66 (67)	10,501.5 (10,289.5)	27 (25)	15 (17)	73 (75)	27 (23)	155.5 (153.5)	17.5 (16.5)	1.48 (1.49)	37 (37)	56.1 (55.2)
N 生活関連サービス、娯楽業	82 (80)	12,323.0 (11,775.0)	77 (47)	3 (5)	125 (84)	22 (15)	293.0 (190.5)	27.0 (9.0)	2.38 (1.62)	37 (31)	45.1 (38.8)
O 教育、学習支援業	31 (34)	5,566.0 (5,834.5)	25 (18)	1 (0)	31 (31)	0 (1)	82.0 (67.5)	6.0 (14.5)	1.47 (1.16)	12 (11)	38.7 (32.4)
P 医療、福祉	300 (297)	55,491.0 (52,058.5)	232 (200)	82 (79)	424 (398)	121 (119)	1,030.5 (936.5)	137.5 (91.5)	1.86 (1.80)	170 (152)	56.7 (51.2)
Q 複合サービス事業	26 (27)	9,723.5 (10,113.0)	44 (40)	4 (1)	55 (58)	1 (3)	147.5 (140.5)	13.0 (9.5)	1.52 (1.39)	14 (12)	53.8 (44.4)
R サービス業	170 (177)	30,179.5 (32,600.0)	103 (103)	19 (23)	219 (214)	43 (47)	465.5 (466.5)	44.5 (38.0)	1.54 (1.43)	84 (76)	49.4 (42.9)
合計	2,294 (2,268)	518,205.0 (513,967.0)	2,215 (2,124)	247 (235)	3,679 (3,583)	437 (406)	8,574.5 (8,269.0)	659.5 (561.5)	1.65 (1.61)	1,122 (1,044)	48.9 (46.0)

* ()内は、平成23年6月1日現在。

第3表 障害種別雇用の状況

区 分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
		A. 実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	平成24年	6,578	8,574.5	1,756	151	2,428	165	6,173.5	423.5	459	96	1,015	163	2,110.5	186.0	236	109	290.5	50.0
	対前年増減数	230	305.5	87	10	15	▲ 4	197.0	88.5	4	2	62	25	84.5	9.0	19	10	24.0	0.0
	平成23年	6,348	8,269.0	1,669	141	2,413	169	5,976.5	335.0	455	94	953	138	2,026.0	177.0	217	99	266.5	50.0
全国	平成24年	298,452	382,363.5	81,393	7,117	116,364	9,493	291,013.5	21,923.5	13,771	2,689	40,792	7,440	74,743.0	8,554.5	13,821	5,572	16,607.0	4,159.0
	平成23年	282,567	366,199.0	79,374	6,406	115,318	7,912	284,428.0	20,330.0	12,951	2,250	37,844	5,502	68,747.0	8,099.0	11,038	3,972	13,024.0	3,190.5

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体障害者	B.重度身体障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者	D.重度以外の身体障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C+D ×0.5	F.うち新規雇用分	A.重度知的障害者	B.重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の知的障害者	D.重度以外の知的障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C+D ×0.5	F.うち新規雇用分	A.精神障害者	B.精神障害者である短時間労働者	C.計 A+B×0.5	D.うち新規雇用分
A・B・C 農・林・漁・鉱業	4 (5)	4.0 (7.0)	0 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (5.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
D 建設業	85 (87)	124.5 (123.5)	40 (38)	3 (4)	32 (35)	1 (2)	115.5 (116.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	- (-)	7 (5)	0 (1)	7.0 (5.5)	- (-)
E 製造業	3,075 (2,979)	4,200.5 (4,068.0)	933 (898)	33 (31)	1,191 (1,188)	39 (39)	3,109.5 (3,034.5)	- (-)	229 (226)	14 (11)	497 (468)	21 (23)	979.5 (942.5)	- (-)	105 (87)	13 (8)	111.5 (91.0)	- (-)
9.10 食料品・タバコ	291 (279)	359.0 (340.0)	57 (47)	7 (7)	89 (86)	13 (12)	216.5 (193.0)	- (-)	27 (29)	7 (5)	64 (65)	15 (16)	132.5 (136.0)	- (-)	8 (10)	4 (2)	10.0 (11.0)	- (-)
11 繊維・衣服	15 (15)	21.0 (20.5)	4 (4)	0 (0)	7 (6)	0 (1)	15.0 (14.5)	- (-)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (6.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
12.13 木材・家具	23 (21)	31.0 (23.0)	8 (2)	0 (0)	9 (11)	0 (0)	25.0 (15.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	6 (8)	0 (0)	6.0 (8.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
14.15 パルプ・紙・印刷	152 (152)	194.5 (189.5)	39 (33)	3 (3)	70 (78)	4 (2)	153.0 (148.0)	- (-)	6 (6)	0 (0)	27 (26)	0 (0)	39.0 (38.0)	- (-)	2 (3)	1 (1)	2.5 (3.5)	- (-)
16~18 化学工業	123 (129)	161.0 (171.5)	27 (33)	0 (0)	59 (62)	1 (1)	113.5 (128.5)	- (-)	12 (11)	3 (1)	19 (17)	0 (1)	46.0 (40.5)	- (-)	1 (2)	1 (1)	1.5 (2.5)	- (-)
21 窯業・土石	25 (20)	32.0 (23.0)	7 (3)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	29.0 (21.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	- (-)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	- (-)
22 鉄鋼	21 (21)	27.0 (27.0)	6 (5)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	25.0 (23.0)	- (-)	0 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
23 非鉄金属	44 (41)	54.0 (50.0)	10 (9)	0 (0)	24 (25)	0 (0)	44.0 (43.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	6.0 (5.0)	- (-)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)	- (-)
24 金属製品	149 (156)	204.5 (215.5)	17 (22)	1 (0)	47 (47)	0 (0)	82.0 (91.0)	- (-)	39 (38)	1 (1)	42 (46)	1 (1)	121.5 (123.5)	- (-)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	- (-)
29 電気機械器具	448 (445)	632.0 (635.0)	156 (164)	3 (5)	167 (158)	1 (1)	481.5 (491.5)	- (-)	30 (28)	1 (1)	72 (66)	2 (2)	134.0 (124.0)	- (-)	16 (19)	1 (1)	16.5 (19.5)	- (-)
25~27, 30.31 その他機械	1,498 (1,418)	2,085.0 (1,981.5)	496 (478)	17 (15)	581 (572)	17 (21)	1,598.5 (1,553.5)	- (-)	104 (99)	2 (3)	220 (195)	3 (3)	431.5 (397.5)	- (-)	52 (29)	6 (3)	55.0 (30.5)	- (-)
19.20, 28.32 その他製造業	286 (282)	399.5 (391.5)	106 (98)	2 (1)	111 (115)	3 (1)	326.5 (312.5)	- (-)	9 (12)	0 (0)	36 (35)	0 (0)	54.0 (59.0)	- (-)	19 (20)	0 (0)	19.0 (20.0)	- (-)
F 電気・ガス・水産業	30 (33)	45.0 (52.0)	15 (19)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	43.0 (51.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	- (-)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	- (-)
G 情報通信業	74 (77)	108.5 (112.5)	35 (36)	2 (2)	34 (35)	1 (1)	106.5 (109.5)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	- (-)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	- (-)
H 運輸業	367 (346)	437.0 (417.5)	59 (57)	18 (15)	193 (191)	15 (15)	336.5 (327.5)	- (-)	25 (24)	5 (7)	32 (23)	5 (0)	89.5 (78.0)	- (-)	7 (10)	8 (4)	11.0 (12.0)	- (-)
I 卸・小売業	865 (827)	1,049.5 (1,014.0)	180 (177)	28 (25)	265 (261)	44 (41)	675.0 (660.5)	- (-)	62 (61)	16 (12)	166 (155)	37 (30)	324.5 (304.0)	- (-)	33 (34)	34 (31)	50.0 (49.5)	- (-)
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業	260 (329)	371.0 (467.0)	109 (105)	4 (3)	117 (137)	3 (1)	340.5 (350.5)	- (-)	4 (34)	0 (0)	17 (40)	0 (0)	25.0 (108.0)	- (-)	5 (8)	1 (1)	5.5 (8.5)	- (-)
L 学術研究・専門・技術サービス	45 (39)	60.5 (52.5)	16 (14)	0 (0)	24 (20)	1 (1)	56.5 (48.5)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	- (-)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	- (-)
M 宿泊・飲食サービス	142 (140)	155.5 (153.5)	23 (21)	10 (11)	40 (43)	14 (12)	103.0 (102.0)	- (-)	4 (4)	5 (6)	24 (24)	11 (11)	42.5 (43.5)	- (-)	9 (8)	2 (0)	10.0 (8.0)	- (-)
N 生活関連サービス・娯楽業	227 (151)	293.0 (190.5)	25 (21)	2 (3)	36 (31)	4 (1)	90.0 (76.5)	- (-)	52 (26)	1 (2)	78 (44)	6 (4)	186.0 (100.0)	- (-)	11 (9)	12 (10)	17.0 (14.0)	- (-)
O 教育・学習支援業	57 (50)	82.0 (67.5)	19 (12)	1 (0)	22 (21)	0 (0)	61.0 (45.0)	- (-)	6 (6)	0 (0)	6 (8)	0 (0)	18.0 (20.0)	- (-)	3 (2)	0 (1)	3.0 (2.5)	- (-)
P 医療・福祉	859 (796)	1,030.5 (936.5)	173 (145)	34 (29)	241 (223)	22 (26)	632.0 (555.0)	- (-)	59 (55)	48 (50)	148 (146)	69 (60)	348.5 (336.0)	- (-)	35 (29)	30 (33)	50.0 (45.5)	- (-)
Q 複合サービス事業	104 (102)	147.5 (140.5)	41 (36)	3 (1)	43 (48)	1 (3)	128.5 (122.5)	- (-)	3 (4)	1 (0)	8 (6)	0 (0)	15.0 (14.0)	- (-)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	- (-)
R サービス業	384 (387)	465.5 (466.5)	88 (88)	13 (17)	175 (166)	20 (27)	374.0 (372.5)	- (-)	15 (15)	6 (6)	33 (33)	14 (10)	76.0 (74.0)	- (-)	11 (15)	9 (10)	15.5 (20.0)	- (-)
合計	6,578 (6,348)	8,574.5 (8,269.0)	1,756 (1,669)	151 (141)	2,428 (2,413)	165 (169)	6,173.5 (5,976.5)	423.5 (335.0)	459 (455)	96 (94)	1,015 (953)	163 (138)	2,110.5 (2,026.0)	186.0 (177.0)	236 (217)	109 (99)	290.5 (266.5)	50.0 (50.0)

* ()内は、平成23年6月1日時点の数値

第5表 障害者雇用の概況(規模別)

規 模		① 企 業 数 (社)	② 法定雇用障害者 の算定の基礎と なる労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 [③E÷②] ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用 率 達 成 企業割合 (%)
				A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
56人～ 100人未満	平成24年	1,003	74,026.5	261	27	461	55	1,037.5	70.0	1.40	467	46.6
	平成23年	(975)	(72,201.5)	(240)	(30)	(454)	(55)	(991.5)	(55.5)	(1.37)	(440)	(45.1)
100人～ 300人未満	平成24年	938	145,502.0	484	84	965	164	2,099.0	191.5	1.44	474	50.5
	平成23年	(945)	(146,032.5)	(458)	(89)	(924)	(162)	(2,010.0)	(186.5)	(1.38)	(429)	(45.4)
300人～ 500人未満	平成24年	174	62,370.0	240	38	453	74	1,008.0	84.0	1.62	82	47.1
	平成23年	(176)	(63,270.5)	(222)	(37)	(503)	(55)	(1,011.5)	(59.5)	(1.60)	(84)	(47.7)
500人～ 1000人未満	平成24年	117	75,613.0	385	46	554	56	1,398.0	105.0	1.85	61	52.1
	平成23年	(108)	(69,748.5)	(349)	(35)	(490)	(52)	(1,249.0)	(85.0)	(1.79)	(55)	(50.9)
1,000人以上	平成24年	62	160,693.5	845	52	1,246	88	3,032.0	209.0	1.89	38	61.3
	平成23年	(64)	(162,714.0)	(855)	(44)	(1,212)	(82)	(3,007.0)	(175.0)	(1.85)	(36)	(56.3)
合 計	平成24年	2,294	518,205.0	2,215	247	3,679	437	8,574.5	659.5	1.65	1,122	48.9
	平成23年	(2,268)	(513,967.0)	(2,124)	(235)	(3,583)	(406)	(8,269.0)	(561.5)	(1.61)	(1,044)	(46.0)

第6表 障害種別雇用の状況(規模別)

区 分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
		A. 実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
56人～ 100人未満	平成24年	804	1,037.5	160	14	292	20	636.0	-	101	13	142	21	367.5	-	27	14	34.0	-
	平成23年	(779)	(991.5)	(143)	(16)	(300)	(19)	(611.5)	(-)	(97)	(14)	(137)	(19)	(354.5)	(-)	(17)	(17)	(25.5)	(-)
100人～ 300人未満	平成24年	1,697	2,099.0	371	45	647	65	1,466.5	-	113	39	271	55	563.5	-	47	44	69.0	-
	平成23年	(1,633)	(2,010.0)	(343)	(52)	(632)	(72)	(1,406.0)	(-)	(115)	(37)	(249)	(48)	(540.0)	(-)	(43)	(42)	(64.0)	(-)
300人～ 500人未満	平成24年	805	1,008.0	204	32	298	20	748.0	-	36	6	119	38	216.0	-	36	16	44.0	-
	平成23年	(817)	(1,011.5)	(184)	(27)	(328)	(23)	(734.5)	(-)	(38)	(10)	(133)	(24)	(231.0)	(-)	(42)	(8)	(46.0)	(-)
500人～ 1000人未満	平成24年	1,041	1,398.0	294	27	374	23	1,000.5	-	91	19	144	22	356.0	-	36	11	41.5	-
	平成23年	(926)	(1,249.0)	(271)	(21)	(343)	(20)	(916.0)	(-)	(78)	(14)	(118)	(23)	(299.5)	(-)	(29)	(9)	(33.5)	(-)
1,000人以上	平成24年	2,231	3,032.0	727	33	817	37	2,322.5	-	118	19	339	27	607.5	-	90	24	102.0	-
	平成23年	(2,193)	(3,007.0)	(728)	(25)	(810)	(35)	(2,308.5)	(-)	(127)	(19)	(316)	(24)	(601.0)	(-)	(86)	(23)	(97.5)	(-)
合 計	平成24年	6,578	8,574.5	1,756	151	2,428	165	6,173.5	423.5	459	96	1,015	163	2,110.5	186.0	236	109	290.5	50.0
	平成23年	(6,348)	(8,269.0)	(1,669)	(141)	(2,413)	(169)	(5,976.5)	(335.0)	(455)	(94)	(953)	(138)	(2,026.0)	(177.0)	(217)	(99)	(266.5)	(50.0)

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率 未達成企業の数	② 不 足 数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
56人～ 100人未満	536 (100.0%)	536 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	520 (97.0%)
100人～ 300人未満	464 (100.0%)	233 (50.2%)	189 (40.7%)	40 (8.6%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	220 (47.4%)
300人～ 500人未満	92 (100.0%)	25 (27.2%)	27 (29.3%)	19 (20.7%)	12 (13.0%)	9 (9.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)
500人～ 1000人未満	56 (100.0%)	18 (32.1%)	9 (16.1%)	12 (21.4%)	10 (17.9%)	7 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	24 (100.0%)	3 (12.5%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)	4 (16.7%)	8 (33.3%)	4 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	1,172 (100.0%)	815 (69.5%)	228 (19.5%)	73 (6.2%)	28 (2.4%)	24 (2.0%)	4 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	741 (63.2%)

(注)1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

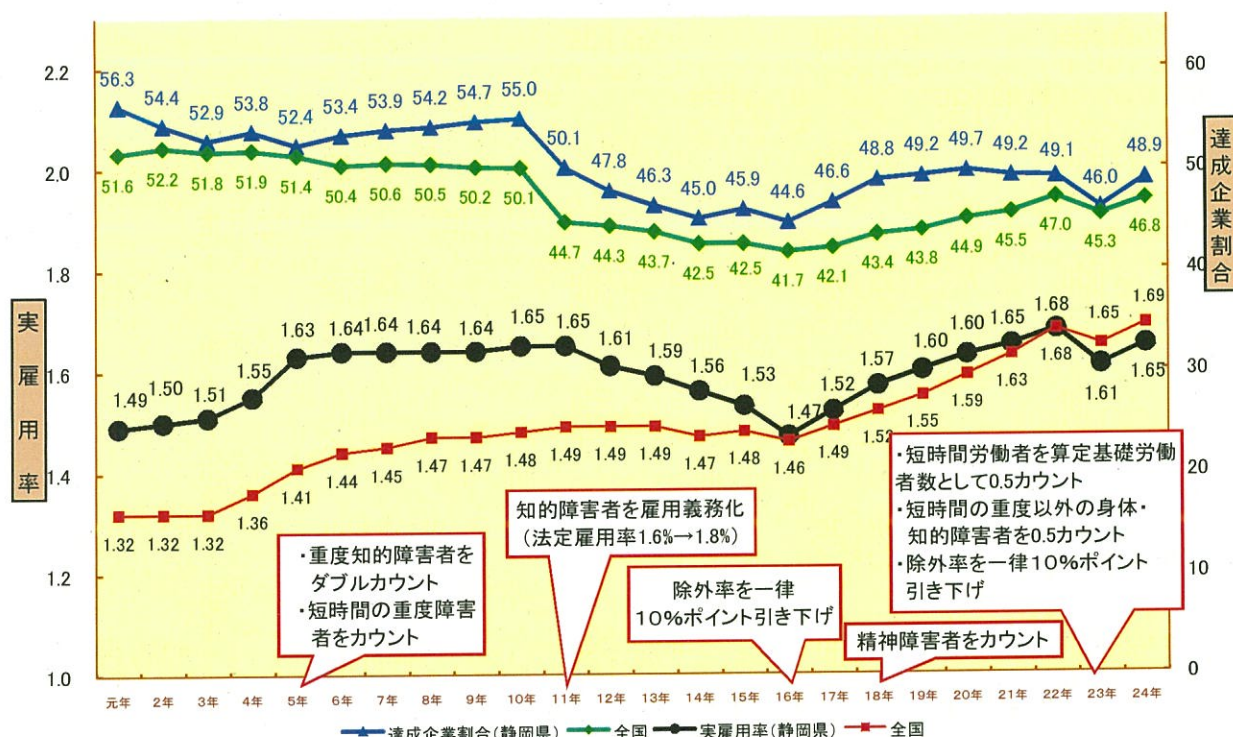
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第8表 民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

調査年	静岡県			全国			法定雇用率 (対象企業規模)
	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	
平成 元年	5,314	1.49	56.3	195,276	1.32	51.6	1.6% (63人以上規模)
2年	5,420	1.50	54.4	203,634	1.32	52.2	
3年	5,718	1.51	52.9	214,814	1.32	51.8	
4年	6,019	1.55	53.8	229,627	1.36	51.9	
5年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	
6年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	
7年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	
8年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	
9年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	1.8% (56人以上規模)
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	
18年	7,003.5	1.57	48.8	283,750.5	1.52	43.4	
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	
23年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	
24年	8,574.5	1.65	48.9	382,363.5	1.69	46.8	

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率 (%)					法定雇用率達成企業の割合 (%)				
	24年	順位	23年	順位	対前年増減	24年	順位	23年	順位	対前年増減
全国	1.69		1.65		0.04	46.8		45.3		1.5
北海道	1.78	20	1.73	20	0.05	50.1	30	48.7	31	1.4
青森県	1.70	26	1.67	23	0.03	47.5	41	46.8	36	0.7
岩手県	1.79	18	1.77	17	0.02	52.2	25	51.6	22	0.6
宮城県	1.63	36	1.60	33	0.03	46.4	42	46.0	41	0.4
秋田県	1.56	47	1.53	45	0.03	51.3	27	50.8	23	0.5
山形県	1.64	34	1.55	41	0.09	52.4	24	50.1	25	2.3
福島県	1.64	34	1.59	35	0.05	48.4	38	46.8	36	1.6
茨城県	1.59	41	1.54	43	0.05	51.4	26	47.6	35	3.8
栃木県	1.59	41	1.58	37	0.01	49.5	34	49.7	27	△ 0.2
群馬県	1.59	41	1.55	41	0.04	47.8	39	46.4	38	1.4
埼玉県	1.62	39	1.51	46	0.11	43.9	45	39.0	46	4.9
千葉県	1.63	36	1.57	38	0.06	48.9	35	46.1	39	2.8
東京都	1.66	32	1.61	31	0.05	33.7	47	32.2	47	1.5
神奈川県	1.63	36	1.56	39	0.07	45.1	43	42.4	45	2.7
新潟県	1.59	41	1.54	43	0.05	47.6	40	46.1	39	1.5
富山県	1.71	24	1.65	26	0.06	57.3	12	54.7	17	2.6
石川県	1.57	45	1.56	39	0.01	52.6	23	52.4	19	0.2
福井県	2.27	2	2.19	2	0.08	55.6	17	55.1	15	0.5
山梨県	1.69	28	1.67	23	0.02	52.7	22	48.7	31	4.0
長野県	1.83	14	1.82	12	0.01	60.9	4	57.0	9	3.9
岐阜県	1.70	26	1.65	26	0.05	52.9	21	52.2	21	0.7
静岡県	1.65	33	1.61	31	0.04	48.9	35	46.0	41	2.9
愛知県	1.61	40	1.59	35	0.02	43.8	46	42.8	44	1.0
三重県	1.57	45	1.51	46	0.06	50.2	29	49.4	28	0.8
滋賀県	1.78	20	1.60	33	0.18	54.7	18	50.4	24	4.3
京都府	1.80	16	1.78	15	0.02	49.7	33	48.1	34	1.6
大阪府	1.69	28	1.63	29	0.06	44.9	44	43.8	43	1.1
兵庫県	1.79	18	1.72	21	0.07	54.0	20	52.3	20	1.7
奈良県	2.15	3	2.08	4	0.07	59.3	8	55.1	15	4.2
和歌山県	1.89	12	1.82	12	0.07	60.6	5	58.9	7	1.7
鳥取県	1.80	16	1.78	15	0.02	56.6	14	56.4	11	0.2
島根県	1.88	13	1.84	11	0.04	62.3	3	62.6	2	△ 0.3
岡山県	1.82	15	1.74	19	0.08	49.8	32	50.1	25	△ 0.3
広島県	1.78	20	1.77	17	0.01	48.5	37	49.1	29	△ 0.6
山口県	2.28	1	2.24	1	0.04	56.4	15	52.8	18	3.6
徳島県	1.68	31	1.67	23	0.01	57.8	10	55.8	12	2.0
香川県	1.75	23	1.71	22	0.04	60.0	6	60.1	5	△ 0.1
愛媛県	1.71	24	1.64	28	0.07	50.8	28	48.2	33	2.6
高知県	1.98	7	1.88	10	0.10	56.4	15	55.5	14	0.9
福岡県	1.69	28	1.63	29	0.06	49.9	31	49.1	29	0.8
佐賀県	2.13	4	2.16	3	△ 0.03	69.4	1	68.1	1	1.3
長崎県	2.08	6	2.04	5	0.04	57.0	13	58.1	8	△ 1.1
熊本県	1.97	8	2.00	6	△ 0.03	54.4	19	56.5	10	△ 2.1
大分県	2.10	5	2.00	6	0.10	58.7	9	59.1	6	△ 0.4
宮崎県	1.96	9	1.94	8	0.02	65.2	2	61.1	4	4.1
鹿児島県	1.92	11	1.93	9	△ 0.01	59.7	7	61.3	3	△ 1.6
沖縄県	1.95	10	1.80	14	0.15	57.7	11	55.8	12	1.9

II 地方公共団体における障害者雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.1%)

第10表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに精 神障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
静岡県	3 (3)	7,320.0 (7,308.0)	34 (32)	3 (4)	93 (90)	8 (8)	168.0 (162.0)	6.0 (8.5)	2.30 (2.22)	3 (3)	100.0 (100.0)
全国	155 (157)	323,879.0 (326,662.0)	2,008 (1,970)	154 (131)	3,519 (3,585)	386 (298)	7,882.0 (7,805.0)	287.0 (275.5)	2.43 (2.39)	144 (142)	92.9 (90.4)

()内は、平成23年6月1日現在。

第11表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者であ る短時間労 働者	C. 重度以外 の知的障害 者	D. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者であ る短時間労 働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
静岡県	138 (134)	168.0 (162.0)	34 (32)	3 (4)	91 (88)	4 (5)	164.0 (158.5)	5.5 (7.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (2)	2.5 (2.0)	0.5 (1.5)	1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)	0.0 (0.0)
全国	6,067 (5,984)	7,882.0 (7,805.0)	2,005 (1,967)	154 (131)	3,403 (3,477)	292 (238)	7,713.0 (7,661.0)	253.0 (244.0)	3 (3)	0 (0)	25 (21)	70 (48)	66.0 (51.0)	24.0 (25.0)	91 (87)	24 (12)	103.0 (93.0)	10.0 (6.5)

()内は、平成23年6月1日現在。

② 市町機関(法定雇用率2.1%)

第12表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに精 神障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
静岡県	44 (45)	29,413.0 (29,512.5)	148 (155)	4 (3)	322 (317)	19 (12)	631.5 (636.0)	58.5 (41.0)	2.15 (2.16)	33 (35)	75.0 (77.8)
全国	2,312 (2,353)	1,052,789.5 (1,049,375.5)	6,037 (5,959)	362 (353)	10,937 (10,781)	713 (622)	23,729.5 (23,363.0)	1,344.5 (1,226.5)	2.25 (2.23)	1,998 (1,970)	86.4 (83.7)

()内は、平成23年6月1日現在。

第13表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者であ る短時間労 働者	C. 重度以外 の知的障害 者	D. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者であ る短時間労 働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
静岡県	493 (487)	631.5 (636.0)	146 (153)	4 (3)	273 (278)	9 (4)	573.5 (589.0)	48.0 (33.5)	2 (2)	0 (0)	29 (25)	5 (4)	35.5 (31.0)	7.0 (5.0)	20 (14)	5 (4)	22.5 (16.0)	3.5 (3.0)
全国	18,049 (17,715)	23,729.5 (23,363.0)	6,006 (5,925)	345 (334)	9,955 (9,943)	540 (497)	22,582.0 (22,375.5)	1,171.0 (1,102.0)	31 (34)	17 (19)	369 (340)	95 (70)	495.5 (462.0)	95.5 (81.5)	613 (498)	78 (55)	652.0 (525.5)	78.0 (43.0)

()内は、平成23年6月1日現在。

③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

第14表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
静岡県	4 (4)	20,808.0 (20,761.5)	95 (82)	1 (3)	190 (153)	9 (2)	385.5 (321.0)	51.5 (15.5)	1.85 (1.55)	2 (1)	50.0 (25.0)
全国	121 (139)	673,631.0 (686,659.5)	3,219 (3,214)	123 (101)	5,973 (5,522)	287 (206)	12,677.5 (12,154.0)	963.5 (733.0)	1.88 (1.77)	85 (94)	70.2 (67.6)

()内は、平成23年6月1日現在。

第15表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D)+③(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	295 (240)	385.5 (321.0)	95 (82)	1 (3)	178 (147)	2 (2)	370.0 (315.0)	43.0 (15.5)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	4 (0)	7.0 (2.0)	5.0 (0.0)	7 (4)	3 (0)	8.5 (4.0)	3.5 (0.0)
全国	9,602 (9,043)	12,677.5 (12,154.0)	3,186 (3,183)	119 (95)	5,592 (5,282)	202 (174)	12,184.0 (11,830.0)	771.0 (605.5)	33 (31)	4 (6)	153 (108)	62 (26)	254.0 (189.0)	134.5 (105.5)	228 (132)	23 (6)	239.5 (135.0)	58.0 (22.0)

()内は、平成23年6月1日現在。

④ 独立行政法人等(法定雇用率2.1%)

第16表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
静岡県	6 (6)	4,268.0 (4,195.0)	17 (20)	1 (0)	27 (27)	0 (0)	62.0 (67.0)	14.0 (9.0)	1.45 (1.60)	0 (3)	0.0 (50.0)
全国	305 (288)	359,343.5 (347,305.0)	1,971 (1,877)	85 (70)	3,542 (3,340)	152 (134)	7,645.0 (7,231.0)	1,086.5 (1,072.5)	2.13 (2.08)	225 (201)	73.8 (69.8)

()内は、平成23年6月1日現在。

第17表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C)+③(A+B+C)+④(A+B)	B. 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	45 (47)	62.0 (67.0)	17 (20)	1 (0)	22 (25)	0 (0)	57.0 (65.0)	11.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3.0 (1.0)	1.0 (0.0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	2.0 (0.0)
全国	5,750 (5,421)	7,645.0 (7,231.0)	1,765 (1,711)	80 (69)	2,685 (2,631)	97 (91)	6,343.5 (6,167.5)	765.5 (771.5)	206 (166)	5 (1)	355 (296)	6 (3)	775.0 (630.5)	180.5 (175.0)	502 (413)	49 (40)	526.5 (433.0)	140.5 (126.0)

()内は、平成23年6月1日現在。

⑤ 公的機関の各機関の状況

第18表 県機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,320.0	168.0	2.30	0.0	
静岡県	6,023.5	135.0	2.24	0.0	注4
静岡県立静岡がんセンター	513.5	16.0	3.12	0.0	
静岡県警察本部	783.0	17.0	2.17	0.0	

第19表 市町機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	29,413.0	631.5	2.15	13.0	
静岡市	4,664.0	99.5	2.13	0.0	
浜松市	4,604.5	100.5	2.18	0.0	
沼津市	1,441.0	37.0	2.57	0.0	注4
熱海市	398.0	7.0	1.76	1.0	注4
三島市	685.0	15.0	2.19	0.0	注4
富士宮市	1,005.0	23.0	2.29	0.0	注4
伊東市	449.0	11.0	2.45	0.0	
島田市	1,092.0	23.0	2.11	0.0	注4
富士市	1,493.0	32.0	2.14	0.0	
磐田市	995.0	19.0	1.91	1.0	注4
焼津市	953.0	20.0	2.10	0.0	
掛川市	1,249.0	35.0	2.80	0.0	注4
藤枝市	1,062.0	23.0	2.17	0.0	注4
御殿場市	730.0	16.0	2.19	0.0	注4
袋井市	670.5	15.0	2.24	0.0	注4
下田市	187.0	3.0	1.60	0.0	
裾野市	580.5	12.0	2.07	0.0	注4
湖西市	669.0	13.5	2.02	0.5	注4
御前崎市	415.5	6.5	1.56	1.5	注4
伊豆市	409.0	7.0	1.71	1.0	注4、注5①
伊豆の国市	535.5	13.0	2.43	0.0	注4
菊川市	495.0	9.0	1.82	1.0	注4
牧之原市	325.0	6.0	1.85	0.0	
東伊豆町	123.0	4.0	3.25	0.0	
河津町	93.0	1.0	1.08	0.0	
南伊豆町	81.0	1.0	1.23	0.0	
松崎町	74.0	3.0	4.05	0.0	
西伊豆町	97.0	2.0	2.06	0.0	
函南町	260.0	4.0	1.54	1.0	注4
清水町	205.0	5.0	2.44	0.0	注4
長泉町	214.0	5.0	2.34	0.0	注4
小山町	197.0	4.0	2.03	0.0	注4
吉田町	221.5	5.0	2.26	0.0	
川根本町	135.0	3.0	2.22	0.0	
森町	312.5	5.0	1.60	1.0	
伊東市教育委員会	201.0	2.0	1.00	2.0	
焼津市教育委員会	110.0	2.0	1.82	0.0	
下田市教育委員会	95.0	1.0	1.05	0.0	
森町教育委員会	83.0	1.0	1.20	0.0	
静岡市上下水道局	428.5	11.0	2.57	0.0	
浜松市水道部	347.0	7.5	2.16	0.0	
共立蒲原総合病院組合	338.0	6.0	1.78	1.0	注5②
浜名湖競艇企業団	167.0	5.0	2.99	0.0	
磐田市立総合病院	523.0	8.0	1.53	2.0	

第20表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	20,808.0	385.5	1.85	31.5	
静岡県教育委員会	14,806.5	288.5	1.95	7.5	
静岡市教育委員会	2,838.0	32.0	1.13	24.0	
浜松市教育委員会	2,942.5	60.0	2.04	0.0	
富士市教育委員会	221.0	5.0	2.26	0.0	

第21表 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,268.0	62.0	1.45	25.0	
国立大学法人静岡大学	985.5	18.0	1.83	2.0	
静岡県公立大学法人	317.0	5.0	1.58	1.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,471.0	24.0	1.63	6.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,201.5	14.0	1.17	11.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	96.0	0.0	0.00	2.0	
独立行政法人海技教育機構	197.0	1.0	0.51	3.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①伊豆市においては、6月5日現在において障害者の数9.0人、実雇用率2.20%、不足数0.0人となっている。
②共立蒲原総合病院組合においては、11月1日現在において障害者の数8.5人、実雇用率2.49%、不足人数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……	1. 8%
（56人以上規模の企業）	
特殊法人等 ……	2. 1%
〔労働者数48人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	

- 国、地方公共団体 …… 2. 1%
（48人以上規模の機関）

- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 0%
（50人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

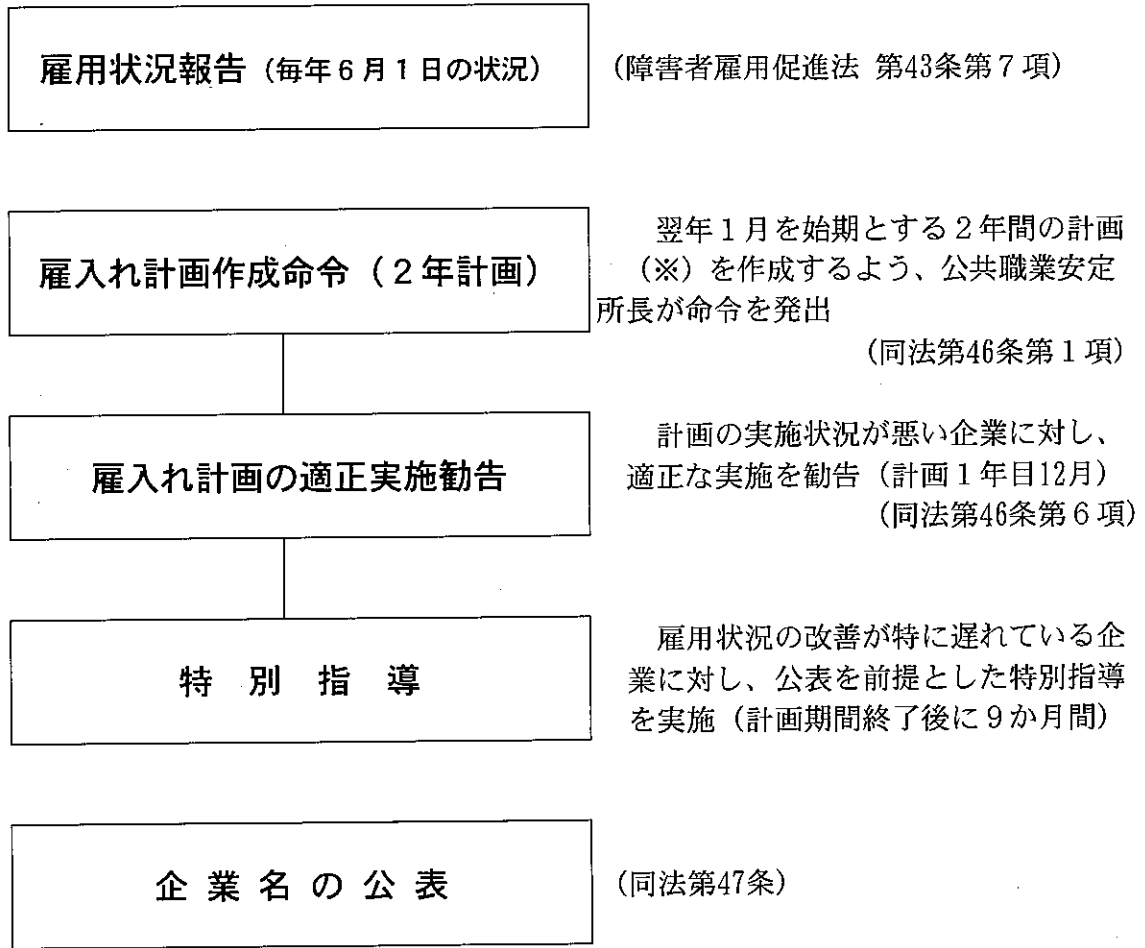
※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成23年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 8社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 1社
 - * 「特別指導」の実施 該当なし
- 雇入れ計画を実施中の企業 20社 (23年度末現在)
- 本県における企業名公表について
 - 本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は平成17年に浜松市に本社がある建設業の「富士ハウス株式会社」
 - ただし、平成21年1月30日倒産

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。 ※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



障害者雇用 Q&A

Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主(従業員200人超)から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク